

令和5年 第3回松田町議会臨時会 会議録

令和5年5月24日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 10人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	—	—

2. 欠席議員 2人

1番	唐澤一代	12番	大舘秀孝
----	------	-----	------

3. 説明のための出席者 15人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 25 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その 1）（繰越明許））

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る 5 月 19 日、松田町告示第 45 号により令和 5 年第 3 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、議員並びに町長以下職員のマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。

次に、ICT を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可します。

報告いたします。大館議員、唐澤議員におかれましては、体調不良のため本臨時会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 10 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により議長から指名いたします。
8 番 中野博君、10 番 齋藤永君の両名にお願いします。

議 長 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日5月24日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和5年第3回松田町議会臨時会の招集に当たり、5月24日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中4名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日5月24日の1日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第4「議案第25号工事請負契約の締結について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）」）を行います。審議いただく議案は1件です。議案第25号工事請負契約の締結について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）」）でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案されたものです。質疑等を行い、即決をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたらほかの委員からの補足説明をよろしくお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和5年第3回松田町議会臨時会の会期は本日5月24日の1日と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

町の至るところでウグイスの声が聞こえている今日この頃ですね、ウグイス

も随分とだんだん上手になっているなという今日この頃ですけども、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。また、本日早朝より議会運営委員会を開催くださり、誠にありがとうございました。

さて、去る5月19日に令和5年第3回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、多数の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。これまでの事業や行事などについては、6月定例会において御報告をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、本日の臨時会に付議いたしましたものは、議案第25号工事請負契約の締結については、令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許費）については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。この案件につきましては、議事の進行に伴い私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、御承知かと思えますけども、夏季における執務時の服装でございますが、地球温暖化対策実行計画の一環として、国と同様に限りある資源を大切に、省エネルギーを推進するため、5月1日から10月31日まで、職員がノーネクタイやポロシャツなどで執務させていただきますので、御承知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上が私からの行政報告になります。本日はよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第25号工事請負契約の締結について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号工事請負契約の締結について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））。

令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）

の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、請負代金額。一金2億2,523万2,260円也。
- 4、契約の相手方。神奈川県秦野市松原町2番5号、株式会社関野建設、代表取締役 関野義一。

令和5年5月24日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは説明させていただきます。1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。工事請負契約書でございます。

- 1、工事名。令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）。
- 2、工事場所。松田町立松田中学校（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1400番地）。
- 3、工期。工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から令和6年1月31日までとなっております。
- 4、請負代金額です。2億2,523万2,260円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が2,047万5,660円でございます。前払い金はします。部分払いはしません。契約保証金につきましては、請負代金の10分の1、1割でございますので、2,252万3,226円でございます。
- 8、契約金支払い場所は記載のとおりでございます。

上記の工事につきましては、発注者と受注者おのの対等な立場におけるに基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実

にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約する。

令和5年5月18日。

発注者、受注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号。氏名、株式会社関野建設、代表取締役 関野義一でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。参考資料2でございます。入札経過調書でございます。一番上段の欄を御覧ください。予定価格でございます。予定価格が2億4,915万円、入札書比較価格は、こちらは2億2,650万円。最低制限価格が2億2,224万1,800円。最低制限価格の110分の100が2億203万8,000円でございます。

件名、場所、入札期日につきましては、記載のとおりになってございます。入札参加者の名称はですね、最上段、株式会社櫻内工務店さんから最下段の関東建設工業株式会社横浜営業所さんまで20社でございます。落札価格でございます。落札価格は表の中段、二重丸が示されていると思いますが、株式会社関野建設でございます。落札価格は2億475万6,600円でございます。

恐れ入りますが、最上段にお戻りください。落札価格のほうを御覧いただければと思います。落札価格は2億2,523万2,260円でございます。入札場所が電子入札という形になります。

恐れ入ります。次のページ、参考資料3を御覧ください。参考資料3につきましては、松田中学校大規模改修工事（その1）の平面図でございます。こちらのほうですね、墨塗りの部分の管理教室棟及び特別教室棟が今回の工事の対象になっております。工事内容は、それぞれ記載させていただいておりますが、屋上防水工事2,499平米、外壁改修工事3,568平米、空調機設置工事22機、サッシ改修工事32室でございます。

恐れ入ります。もう1枚おめくりください。続きましてですね、本校舎ので

すね、管理教室棟と特別教室棟で墨塗りの部分は空調機設置の22室と、太線で示している部分がサッシ改修32室の工事予定箇所となります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをさせていただきます。参考資料2ですね、入札経過調書で、各入札のですね、金額等が明示されております。そこでですね、お伺いしたいんですけども、この表の下段のほうにですね、2社、最低制限価格未満が2社ございます。全体を見ますとですね、入札書比較価格を下回っているのが、最低制限価格未満も含めてですね、4社もあるということで、今ですね、各入札先のほうはですね、基本的にはかなりコンピューターによるですね、入札価格、設計価格等でですね、あまり大幅な差がないというのが現状だというふうには理解をしているところですが、このように最低制限価格未満の業者が2社も出たということで、設計価格に対する町の考え方、その設計価格はですね、ある程度の歩切りをして予定価格が積算されるというふうには理解をしておりますが、そういった部分でですね、この2社も出て、かなり入札書比較価格以下が4社もあるということで、この予定価格または設計委託をして、そこから出たですね、設計価格、それらが適正な金額となっているのか。この最低制限価格の業者が2社もあるということからですね、推察をした場合の町のですね、予定価格等の積算についての考え方、最低制限価格に対する考え方を教えていただきたいと思います。

総 務 課 長 まず、最低制限価格の関係でございますが、最低制限価格は公共工事等の請負の契約の入札におきましては、契約内容に適合した事業履行を確保するために最低制限価格を設けているものでございます。要は、最低限の工事…ごめんなさい、工事を履行していただくために工事の手抜きとか安全対策の不備等々があつて、それらのような弊害を除去することを目的として創設されている制度でございます。今回、確かに入札の段階で最低制限価格の業者さん2社出てきておりますが、今回あくまでもこの入札に伴う設計書につきましては、専門の業者さんが設計書を設計しているものでございます。その設計の専門の業者

さんが設計したものであるので、基本的に設計上は問題はなかったものと当方では考えております。

また、最低価格の算定の率につきましても、町のホームページで算定方法につきましても最低制限価格はこういう形で積算してくださいという形でホームページ上公開しておりますので、その算定方法をもとにすれば最低制限価格の積算もできるものでございますので、今回そのようなことを勘案しましても、2社が潜ってしまったような形ではございますが、設計上は問題はなく、対応はできているものと考えておるところでございます。以上です。

6 番 井 上 最低制限価格の考え方についてはですね、今の説明で理解できましたが、このように2社がですね、最低制限価格未満であったということは、そこにおける設計金額自体がですね、適当な金額であったのかということではないかなというふうに思います。今回ですね、例えば空調機の設置とかですね、そういった部分というのは、かなり備品購入的な部分等も含められるのかなと思います。そうしたところがですね、通常であればこういった建築工事等におけるですね、最低制限価格を割ったということは、設計価格の段階での検討がですね、適当ではなかったのかというふうなところもですね、考えられるわけですね。ですので、いや、そうじゃないんだよというところをですね、町のほうで予定価格を設定をしたときの考え方の中にどのような考え方を含めてですね、予定価格を設置されたのか。こういう最低制限価格の業者が2社も…1社であればですね、かなりそこは何としてもそういった実績をつくりたいからというふうなところからですね、入札価格を下げるというのも想定できるんですけども、この予定価格以下になるのが4社も入っているということ自体、ちょっと予定価格が適正な設定ではなかったのではないかなという想定もできるわけですね。そこに対する説明を再度お願いをいたします。

町 長 今回の御質問は、予定価格の話がされるので、私のほうから。最終的にこの500万円以上の分については、予定価格を私のほうで決めるというふうなことになるので、今回の件は私が担当なので、私のほうからお話しをさせていただきます。まず、うちの説明も、タタタタタときちゃったので、もう一回、もしか

したら皆さん御理解されているかも知れないけど、もう一回ちょっと説明させてください。

参考資料の2の上のほうに書かれている金額の中で、一番左側が予定価格というのはですね、これは税込みなんです。これ、税込みです。その隣に入札比較価格というのが、ここで比較をしなきゃいけない、この金額なんです。この分で、情報公開もあるので、きちっとお話ししますけども、うちの精算上の数字でいくとですね、2億2,678万円だったんです。私のときに、うーんと思いつながら二十何万だけカットしました。歩引きというやつです。歩引きです。本当はゼロに近いぐらいにしないと、補助金事業なのでというのがあってすけれども。私が少し怖かったのは、この金額を全てが超えてくるんじゃないかというふうなこともあったんですけどもね。ただ、そういうふうにするわけにもいかなかったんで、まずそういうふうな格好で、税抜きの金額として2億2,650万というのを我々が設定しました。その中で、下に書かれているのは、税抜きの金額です。税抜きの金額。ですので、この金額よりも超えてしまったら、第1回目の入札がとにかく不調になっちゃいます。不調になっちゃう。なので、この以下になるのを我々は目指しているわけです。目指している。なので、ちょっと井上議員が今言われているように、4つも下を潜っているんじゃないかと。いや、4社も下を潜ってくれるところは、私からするとありがたいんです。ありがたいです。5社は、我々の予算を超えた金額を入れてきているわけです。9社のうち。その整理をまず皆さん方の認識の中でしてもらってから話をしないと、何か違う方向に行っちゃうかなと思ったので、あえて話をしました。

とにかく、予定価格の金額よりも上回ったのが5社、これが1回目のあれとして、これはもう、まず何ですかね、うちの対象外の事業者。4つの事業者がうちの事業者の中で予算で収まった事業者。ただ、そこから、先ほど言われた最低価格制限というのを設定していますから、向こうのいろんな会社さんが、自分のところは、じゃあこれがそうかな。そこから最低価格制限の課税率があるから、これを掛けたらこの辺で落ちるんじゃないかなというふうに掛けてこ

られたところがそういうふうな数字になっているということですので、ことが流れでいうことです。

そこで、先ほどもととの設計の金額自体が甘かったんじゃないか、もしくは厳しかったんじゃないか、そういった御議論の話をされたのでお話しします。特にエアコンの話が出ましたね。エアコンの部分については、確かにおっしゃるとおり、機器なので、ある意味、普通の相場で言うと半値の8掛け、これは当たり前の話です。あまり言えないですけど、それに近い数字で設計してあります。なので、そんなに、さらに潜ったところの分については、恐らく今おっしゃられたように、実績が欲しいとか、いろんな理由があるかと思います。私も過去にそういう経験があるので。でも、やはりそれでも最低価格制限というのがやっぱり国で決められたことをやってるということは、安い金額だけじゃなくて、やっぱりその後の何ですか、当然改修工事ですから、メンテナンスもありますし、いろんなことがあったときに、その会社がやっぱり生き残っていらわなきゃいけないとか、そういったものも含めながら、やっぱり品質保証ということで最低価格制限が決められている以上、その基準を潜ったところは、もうこれはもういたし方がない会社。なので、適切な金額で最終的に落札してくれた4社のうちの2社の中から決めるところで一番最低価格制限に近かった結果の会社さんに、結局今回こういうような形で決まったという…決まったというか、そういうふうな数字が出ましたということで御報告差し上げているということで御説明させていただきます。以上です。

6 番 井 上 分かりました。今、町長の答弁の中でですね、機器等は半額の8掛けというふうなところで、その辺が基本的に例えば…に近いということでね、基本的には定価の8掛け等で積算をしているのであれば、それはちょっと実態とかなりかけ離れているのではないかなというふうな危惧もありましたので、質問をさせていただきました。

それでは、最低制限価格2社あったという説明については理解できましたので、以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 今回、平成5年度ですか、これについては今回御提案のあった数字で、2億2,523万で契約ということなんですけど、予算上は3億19万見ております。約7,500万ぐらいが今のところ執行残と。前回の全員協議会でお話ありましたように、エレベーターについては所管庁との調整ができなかったので別途発注と伺ってます。これ、予算計上を初めされたときに、私、質問させてもらったんですけれども、昇降機、今の技術教室棟、これについてはエレベーターが直接行かないで、昇降機乗り換えというふうなことで、どうなのかなというふうに感じて、私は反対した理由の一つです。

まず担当課長にお伺いしたいのが、ぴったりの数字はお話しできないと思うんですけど、執行残7,500万のうち、エレベーター1基ですよ。別途発注と。これの概算。シビアな数字じゃなくて結構です。大体幾らぐらいで、今、作業を進めているのかね。まずそれについてお知らせください。

教 育 課 長 今回の7,500万円の執行残のうち、エレベーターの予算、大体どのくらいで話を進めているかというお話でございます。当初予算額3億19万円のうち、概算でございますが、ほぼほぼ5,000万以内という数字で今、予定をしておるところでございます。以上です。

5 番 田 代 そうしますと、2,500万ぐらいが残るわけですよ。3億19万に対して今回の仮契約2億2,500万に5,000万円を加えると、2,500万が多分残るであろうと。一つの考え方なんですけども、全員協議会ではその執行残を町長は防水工事、屋上の防水を長持ちさせたいので、屋根を上にかけてたいというふうなお話をされました。一つの考えなんですけれども、金額的には5,000万なんですけれども、先ほどの空調と似たような考えで私の持論をお伝えしたいんですけれども、入札にして仮に下がったと。極端に言うと4,000万、3,000万に下がったとした場合に、うまくやると2基できるのかなって感じするんですよ。1基だとしても割高なんですけども、今、不足している特別教室棟、こちらのほうにも入札結果によっては入るのかなというふうに感じます。そういった考えを私、持っているんですけど、これは執行者の町長に回答をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

町長 御質問にお答えをさせていただきます。今ですね、なるべく機能性を保ったまま、それはまず前提が、補助金が少し削られたということもあって、機能性を保ったまま、安価といいましようかね、結果的には安価になるような方法で今やっているの、ちょっと時間がかかっているということですけども、今の我々の今の考え方で今ちょっと設計の調整をしている大前提としてはですね、施工が、校舎の建物の中に、中を床をとにかく削って、そこに取付をしようかというような感覚でやっているの、ひょっとしたら今、課長からお話しされた金額よりも安価で終わって、少しずつ2基目というのが見えてくるような数字になりがちな感じはするんですけども、これを特別教室をちょっと見ているとですね、どこかの部屋を潰して、同じような施工でできるかという、ちょっとそういったところは比較の見当たらないなという、外に外壁からつくってあげると、つくれなくもないかなと思いつつも、比較的廊下とかに面さなきゃいけないので、技術的な場所として比較的エレベーターの設置というのが、ちょっと考えてみると少し難しいかなと思ってはいます。いずれにしろ、御提案があったことはもう随分前から承知はしていますので、その必要性も含めて、学校側とよく話をして、こういった提案があったことで技術的にできないかどうか。また、金額的にも可能かどうかというのは、いろいろ検討した中でまた御報告をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

5 番 田 代 たらればのね、今、状況の中で、町長もはっきりお話しはできなかったと思うんですけども、あくまでも入札した後の結果、それをもとに検討を私ほいただきたい。というのは、管理棟の場合はやはり結構大勢の人が使われるから、比較的大きめかな…大きめのエレベーターなのかなって感じします。一方で、特別棟のほうは技術教室ですから、それほど多くの人が上がらない。だから小規模なエレベーターという考えもできると思うんですよ。そうは言っても、お金があつてのことですし、国庫事業で縛りがあります。そういったことで、エレベーターの入札のみ御検討いただいて、有意義な投資をしていただきたいということで、これは要望とします。たらればで、まだ分かりませんのでね、なったときにはぜひそういう姿勢でお願いしたいと思います。

あと、これは今回の予算に直接は関係ないんですけども、発言の場があるのでここでちょっと町長にお願いしたいのが、来年度は内装を主にやると思います。総事業費が4億2,000万を超え、3,000万弱ぐらいだと思うんですけども、その中で今回1億少々…ごめんなさい、3億少々ですから、1億2,000万弱ぐらいが来年の予算だと思います。前にもこれ、当初予算のときに組むときに、私、発言したんですけど、生徒とか保護者からは下駄箱、それとかホーム教室のかばんの収納ロッカー、これは私が中学卒業するときにできた校舎ですから、もう52年たってると思います。その頃は、上履きも粗末なものだし、運動靴も小さかったですけど、今はほんと大きくなっています。これはぜひね、予算に組んでいただいて、やっていただけたらと思います。

というのが、町長が力を入れて造られた松田小学校、木造校舎でほんと立派な校舎で、最高の校舎から今度卒業して中学に来たときに、入り口で、何これっていうあれがあると思うんでね、やはり生徒さんには同じ学校で小学校から中学校に進学されるんでね、少しでも限られた予算を有効に使っていただくために、やはり入り口論の下駄箱というのはね、イメージとしてすごい大事だと思うんですよ。その辺について、一応来年度のことなんですけども、町長、お考え、いかがでしょうか。

町長 御質問頂いた件はですね、もう本当におっしゃるとおりで、各方面からというか、我々も行って一番初めに目につくところは下駄箱ですので、そこはもう当初のこの1億2,000万近い費用の中で、その辺はもう完全に入れ替えようというふうな考えでいました。あとは、先ほどのエレベーターの話も出ましたけど、工事の途中の、もし優先順位的にそういったものでエレベーターまでいかいかないかというときに予算が余った場合には、例えば下駄箱なんか卒業生が卒業する前までに前倒しするとか、それは工期内のこともありますし、その辺も考えながら、すぐにやらなくちゃいけないとは十分承知していますので、御安心くださいというか、そのように御理解ください。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。私、前回反対したのが、特にエレベーターと今お話しした下駄箱とか収納ロッカー、こういったものがはっきり出ない中で

採決だったので反対させていただきました。今回その辺の確認をさせていただいて、ある程度、町長、前向きに検討していただけるようなので、また私も別の考えで採決に加わりたいと思います。ありがとうございました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第25号工事請負契約の締結について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。 (9時36分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番